

・ H26. 6. 2 **改定**

○ II - 6 後援会役員による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査
(旧 II - 4)

旧	新
<p>II-4 後援会役員による同一の代表者を持つ他団体の政治資金監査</p> <p>Q 特定の国会議員の後援会の役員が登録政治資金監査人として同じ国会議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。</p> <p>A お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限には該当しないため、政治資金監査を行うことは差し支えありません。</p>	<p>II-6 後援会役員による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査</p> <p>Q 特定の国会議員の後援会の役員が登録政治資金監査人として同じ国会議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。</p> <p>A お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限には該当しないため、政治資金監査を行うことは差し支えありません。 なお、代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者である場合については、II-5をご参照下さい。</p>